

京都大学複合原子力科学研究所図書室内規

(平成22年3月8日所長裁定)

第1条 京都大学複合原子力科学研究所に図書室を置く。

第2条 図書室の運営及び利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この内規は、平成22年3月8日から施行する。

2 京都大学原子炉実験所図書室内規(平成15年12月15日協議員懇談会制定)は、廃止する。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。